

民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案の原案（その1） 参考資料

目次

第1	意思能力	1
第2	意思表示	1
1	心裡留保（民法第93条関係）	1
3	詐欺（民法第96条関係）	1
4	意思表示の効力発生時期等（民法第97条関係）	1
5	意思表示の受領能力（民法第98条の2関係）	2
第3	代理	2
1	代理行為の瑕疵－原則（民法第101条第1項関係）	2
2	代理行為の瑕疵－例外（民法第101条第2項関係）	2
3	代理人の行為能力（民法第102条関係）	3
4	復代理人を選任した任意代理人の責任（民法第105条関係）	3
5	自己契約及び双方代理等（民法第108条関係）	3
6	代理権の濫用	3
7	代理権授与の表示による表見代理（民法第109条関係）	4
8	代理権消滅後の表見代理（民法第112条関係）	4
9	無権代理人の責任（民法第117条関係）	5
第4	無効及び取消し	5
1	法律行為が無効である場合又は取り消された場合の効果	5
2	追認の効果（民法第122条関係）	5
3	取り消すことができる行為の追認（民法第124条関係）	6
第5	条件及び期限	6
1	効力始期の新設並びに条件及び期限の概念の整理	6
2	不正な条件成就	7
第6	債権の目的（法定利率を除く。）	7
1	特定物の引渡しの場合の注意義務（民法第400条関係）	7
2	種類債権の目的物の特定（民法第401条第2項関係）	7
3	選択債権	8
(1)	第三者の選択権（民法第409条第1項関係）	8
(2)	不能による債権の特定（民法第410条関係）	8
第7	履行請求権等	8
1	履行請求権と履行の不能	8

2	履行の強制（民法第414条関係）	9
	(1) 民法第414条第1項関係	9
	(2) 民法第414条第2項・第3項関係	9
第8	債務不履行による損害賠償	9
1	債務不履行による損害賠償とその免責事由（民法第415条関係）	9
2	債務の履行に代わる損害賠償の要件	9
3	不確定期限における履行遅滞（民法第412条第2項関係）	10
4	履行遅滞中の履行不能	10
5	代償請求権	10
6	損害賠償の範囲（民法第416条関係）	11
7	過失相殺（民法第418条関係）	11
8	賠償額の予定（民法第420条第1項関係）	11
第9	契約の解除	11
1	催告解除の要件（民法第541条関係）	11
2	無催告解除の要件（民法第542条・第543条関係）	12
3	債権者に帰責事由がある場合の解除	12
4	契約の解除の効果（民法第545条第2項関係）	13
5	解除権者の故意等による解除権の消滅（民法第548条第1項関係）	13
第10	危険負担	13
1	危険負担に関する規定の削除（民法第534条・第535条関係）	13
2	反対給付の履行拒絶（民法第536条関係）	14
第11	受領遅滞	14
第12	債権者代位権	14
1	債権者代位権の要件（民法第423条第1項関係）	14
2	債権者代位権の要件（民法第423条第2項関係）	14
3	代位行使の範囲	15
4	直接の引渡し等	15
5	相手方の抗弁	15
6	債務者の取立てその他の処分の権限等	15
7	訴えによる債権者代位権の行使	16
8	登記又は登録の請求権を被保全債権とする債権者代位権	16
第13	詐害行為取消権	16
1	受益者に対する詐害行為取消権の要件（民法第424条第1項関係）	16
2	受益者に対する詐害行為取消権の要件（民法第424条第2項関係）	17
3	相当の対価を得てした財産の処分行為の特則	17
4	特定の債権者に対する担保の供与等の特則	17
5	過大な代物弁済等の特則	18
6	転得者に対する詐害行為取消権の要件	18
7	詐害行為取消権の行使の方法	19

8	詐害行為の取消しの範囲	19
9	直接の引渡し等	20
10	詐害行為の取消しの効果（民法第425条関係）	20
11	受益者の反対給付	20
12	受益者の債権	20
13	転得者の反対給付及び債権	21
14	詐害行為取消権の期間の制限（民法第426条関係）	21

第1 意思能力

【中間試案第2→第82回会議（部会資料73A）で審議】

○部会資料73A第4「意思能力」
意思能力を有しない者の法律行為は、無効とする。

第2 意思表示

1 心裡留保（民法第93条関係）

【中間試案第3、1→第76回会議（部会資料66A）で審議】

○部会資料66A第1、1「心裡留保（民法第93条関係）」
民法第93条の規律を次のように改めるものとする。
(1) 意思表示は、表意者がその真意ではないことを知ってしたときであっても、そのためにその効力を妨げられないものとする。ただし、相手方が、その意思表示が表意者の真意ではないことを知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とするものとする。
(2) 前記(1)による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができないものとする。

3 詐欺（民法第96条関係）

【中間試案第3、3→第76回会議（部会資料66A）で審議】

○部会資料66A第1、3「詐欺（民法第96条関係）」
民法第96条の規律を次のように改めるものとする。
(1) 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができるものとする。
(2) 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができるものとする。
(3) 詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができないものとする。

4 意思表示の効力発生時期等（民法第97条関係）

【中間試案第3、4→第76回会議（部会資料66A）で審議】

○部会資料66A第1、3「意思表示の効力発生時期等（民法第97条関係）」
民法第97条の規律を次のように改めるものとする。
(1) 相手方に対する意思表示は、（その通知が）相手方に到達した時からその効力を生ずるものとする。
(2) 相手方が、[正当な理由がないのに故意に意思表示の到達を妨げたとき]は、その意思表示は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなすものとする。
(3) 隔地者に対する意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡し、意思能力

を喪失し、又は行為能力の制限を受けたときであっても、そのためにその効力を妨げられないものとする。

5 意思表示の受領能力（民法第98条の2関係）

【中間試案第3、5→第76回会議（部会資料66A）で審議】

○部会資料66A第1、4「意思表示の受領能力（民法第98条の2関係）」

民法第98条の2の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 意思表示の相手方がその意思表示を受けた時に未成年者又は成年被後見人であったときは、その意思表示をもってその相手方に対抗することができないものとする。ただし、その法定代理人がその意思表示を知った後は、この限りでないものとする。
- (2) 意思表示の相手方がその意思表示を受けた時に意思能力を欠く状態であったときは、その意思表示をもってその相手方に対抗することができないものとする。ただし、その法定代理人がその意思表示を知った後又は意思能力を欠く状態であった相手方が意思能力を回復した後にその意思表示を知った後は、この限りでないものとする。

第3 代理

1 代理行為の瑕疵—原則（民法第101条第1項関係）

【中間試案第4、2(1)(2)→第76回会議（部会資料66A）で審議】

○部会資料66A第2、1「代理行為の瑕疵（民法第101条関係）」

民法第101条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 代理人が相手方に対してした意思表示の効力が意思の不存在、詐欺、強迫又はある事情を知っていたこと若しくは知らなかったことにつき過失があったことによって影響を受けるべき場合には、その事実の有無は、代理人について決するものとする。
- (2) 相手方が代理人に対してした意思表示の効力が、意思表示を受けた者がある事情を知っていたこと又は知らなかったことにつき過失があったことによつて影響を受けるべき場合には、その事実の有無は、代理人について決するものとする。
- (3) (略)

2 代理行為の瑕疵—例外（民法第101条第2項関係）

【中間試案第4、2(3)(4)→第76回会議（部会資料66A）で審議】

○部会資料66A第2、1「代理行為の瑕疵（民法第101条関係）」

民法第101条の規律を次のように改めるものとする。

- (1)(2) (略)

(3) 特定の法律行為をすることを委託された代理人がその行為をしたときは、本人は、自ら知っていた事情について代理人が知らなかったことを主張することができないものとする。本人が過失によって知らなかった事情についても、同様とするものとする。

3 代理人の行為能力（民法第102条関係）

【中間試案第4、3 → 第76回会議（部会資料66A）で審議】

○部会資料66A第2、2「代理人の行為能力（民法第102条関係）」

民法第102条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 制限行為能力者が代理人である場合において、その者が代理人としてした行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができないものとする。
- (2) 制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人である場合において、当該法定代理人が代理人としてした行為が当該法定代理人を当事者としてした行為であるとするれば行為能力の制限によって取り消すことができるものであるときは、次に掲げる者は、当該行為を取り消すことができるものとする。
 - ア 当該法定代理人又はその代理人若しくは同意をすることができる者
 - イ 本人又はその承継人

4 復代理人を選任した任意代理人の責任（民法第105条関係）

【中間試案第4、5 → 第76回会議（部会資料66A）で審議】

○部会資料66A第2、3「復代理人を選任した任意代理人の責任（民法第105条関係）」

民法第105条を削除するものとする。

5 自己契約及び双方代理等（民法第108条関係）

【中間試案第4、6 → 第76回会議（部会資料66A）で審議】

○部会資料66A第2、4「自己契約及び双方代理等」

民法第108条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 同一の法律行為について、相手方の代理人として、又は当事者双方の代理人としてした行為は、代理権を有しない者がした行為とみなすものとする。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでないものとする。
- (2) 代理人と本人との利益が相反する行為（上記(1)本文に該当するものを除く。）についても、代理権を有しない者がした行為とみなすものとする。ただし、本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでないものとする。

6 代理権の濫用

【中間試案第4、7 → 第76回会議（部会資料66A）で審議】

○部会資料66A第2、5「代理権の濫用」

代理人が自己又は第三者の利益を図る目的で代理権の範囲内の行為をした場合において、相手方が当該目的を知り、又は知ることができたときは、当該行為は、代理権を有しない者がした行為とみなすものとする。

7 代理権授与の表示による表見代理（民法第109条関係）

【中間試案第4、8 → 第76回会議（部会資料66A）で審議】

○部会資料66A第2、6「代理権授与の表示による表見代理（民法第109条関係）」

民法第109条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、その責任を負うものとする。ただし、第三者が、その他人が代理権を与えられていないことを知り、又は過失によって知らなかったときは、この限りでないものとする。
- (2) 上記(1)の他人が第三者との間でその表示された代理権の範囲外の行為をした場合において、第三者が当該行為についてその他人の代理権があると信ずべき正当な理由があるときは、本人は、当該行為について、その責任を負うものとする。ただし、第三者が、その他人がその表示された代理権を与えられていないことを知り、又は過失によって知らなかったときは、この限りでないものとする。

8 代理権消滅後の表見代理（民法第112条関係）

【中間試案第4、10 → 第76回会議（部会資料66A）で審議】

○部会資料66A第2、7「代理権消滅後の表見代理（民法第112条関係）」

民法第112条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 代理人であった者が代理権の消滅後に第三者との間でその代理権の範囲内の行為をした場合において、第三者がその代理権の消滅の事実を知らなかったときは、本人は、当該行為について、その責任を負うものとする。ただし、第三者が過失によってその代理権の消滅の事実を知らなかったときは、この限りでないものとする。
- (2) 代理人であった者が代理権の消滅後に第三者との間でその代理権の範囲外の行為をした場合において、第三者が、その代理権の消滅の事実を知らず、かつ、当該行為についてその者の代理権があると信ずべき正当な理由があるときは、本人は、当該行為について、その責任を負うものとする。ただし、第三者が過失によってその代理権の消滅の事実を知らなかったときは、この限りでないものとする。

9 無権代理人の責任（民法第117条関係）

【中間試案第4、11 → 第76回会議（部会資料66A）で審議】

○部会資料66A第2、8「無権代理人の責任（民法第117条関係）」

民法第117条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 他人の代理人として契約をした者は、自己の代理権を証明したとき、又は本人の追認を得たときを除き、相手方の選択に従い、相手方に対して履行又は損害賠償の責任を負うものとする。
- (2) 上記(1)は、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、適用しないものとする。
 - ア 他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が知っていたとき。
 - イ 他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が過失によって知らなかったとき。ただし、他人の代理人として契約をした者が自己に代理権がないことを知っていたときを除く。
 - ウ 他人の代理人として契約をした者が行為能力を有しなかったとき。

第4 無効及び取消し

1 法律行為が無効である場合又は取り消された場合の効果

【中間試案第5、2 → 第76回会議（部会資料66A）で審議】

○部会資料66A第3、1「無効な法律行為の効果」

- (1) 無効な法律行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、相手方を原状に復させる義務を負う。
- (2) 上記(1)の場合において、金銭を返還するときは、その受領の時から利息を付さなければならないものとする。
- (3) 上記(1)の場合において、金銭以外の物を返還するときは、受領の後にその物から生じた果実を返還しなければならないものとする。
- (4) 上記(1)から(3)までにかかわらず、上記(1)の無効な法律行為が有償契約以外の法律行為である場合において、給付を受けた者が、給付を受けた当時、その法律行為の無効であること又は取り消すことができることを知らなかったときは、給付を受けた者は、その法律行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負うものとする。
- (5) 上記(1)から(3)までにかかわらず、意思能力を欠く状態で法律行為をした者は、その法律行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負うものとする。

2 追認の効果（民法第122条関係）

【中間試案第5、3 → 第76回会議（部会資料66A）で審議】

○部会資料66A第3、2「追認の効果（民法第122条関係）」

民法第122条ただし書を削除するものとする。

3 取り消すことができる行為の追認（民法第124条関係）

【中間試案第5、4 → 第76回会議（部会資料66A）で審議】

○部会資料66A第3、3「取り消すことができる行為の追認（民法第124条関係）」

民法第124条の規律を次のように改めるものとする。

(1) 取り消すことができる行為の追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅し、かつ、追認権者が取消権を行使することができることを知った後に行ななければ、その効力を生じないものとする。

(2) 次に掲げるいずれかの場合には、上記(1)の追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅した後にすることを要しないものとする。

ア 法定代理人又は制限行為能力者の保佐人若しくは補助人が追認をする場合

イ 制限行為能力者（成年被後見人を除く。）が法定代理人、保佐人又は補助人の同意を得て追認をする場合

第5 条件及び期限

1 効力始期の新設並びに条件及び期限の概念の整理

○部会資料66A第4、1「条件」

(1) 民法第127条第1項及び第2項を次のように改めるものとする。

ア 法律行為は、将来発生することの不確実な事実の発生にその効力の発生に係らしめる旨の条件（以下「停止条件」という。）を付したときは、条件が成就した時からその効力を生ずる。

イ 法律行為は、将来発生することの不確実な事実の発生にその効力の消滅に係らしめる旨の条件（以下「解除条件」という。）を付したときは、条件が成就した時からその効力を失う。

ウ （略）

(2)・(3) （略）

○部会資料66A第4、2「期限」

(1) 民法第135条を次のように改めるものとする。

ア 法律行為は、将来発生することの確実な事実の発生に法律行為の履行の請求を可能とすることを係らしめる旨の期限（以下「履行始期（仮称）」という。）を付したときは、期限が到来するまで、その履行を請求することができない。

イ 法律行為は、将来発生することの確実な事実の発生にその効力の発生に係らしめる旨の期限（以下「効力始期（仮称）」という。）を付したときは、期限が到来した時にその効力を生ずる。

ウ 法律行為は、将来発生することの確実な事実の発生にその効力の消滅を係らしめる旨の期限（以下「終期」という。）を付したときは、期限が到来した時にその効力を失う。

(2) 効力始期に関する規定を新設することに伴い、次のとおり規定の整備をするものとする。

ア 民法第128条及び第129条は、効力始期に適用があるものと整理するものとする。

イ 民法第136条及び第137条は、効力始期に適用がないものと整理するものとする。

(3) (略)

2 不正な条件成就

○部会資料66A第4、1「条件」

(1) (略)

(2) 民法第130条を次のように改めるものとする。

ア 条件が成就することによって不利益を受ける当事者が条件を付した趣旨に反して故意にその条件の成就を妨げたときは、相手方は、その条件が成就したものとみなすことができる。

イ 条件が成就することによって利益を受ける当事者が条件を付した趣旨に反して故意にその条件の成就を実現させたときは、相手方は、その条件が成就しなかったものとみなすことができる。

第6 債権の目的（法定利率を除く。）

1 特定物の引渡しの場合の注意義務（民法第400条関係）

【中間試案第8、1 → 第79回会議（部会資料68A）で審議】

○部会資料68A第6、1「特定物の引渡しの場合の注意義務（民法第400条関係）」

民法第400条の規律を次のように改めるものとする。

債権の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、その引渡しをするまで、善良な管理者の注意をもって、その物を保存しなければならないものとする。この場合において、債権が契約によって生じたものであるときは、債務者は、その引渡しをするまで、当該契約の趣旨に照らして定まる善良な管理者の注意をもって、その物を保存しなければならないものとする。

2 種類債権の目的物の特定（民法第401条第2項関係）

【中間試案第8、2 → 第79回会議（部会資料68A）で審議】

○部会資料68A第6、2「種類債権の目的物の特定（民法第401条第2項関係）」

民法第401条第2項の規律を次のように改めるものとする。

民法第401条第1項の場合において、債務者が物の給付をするのに必要な行為を完了し、若しくは債権者の同意を得てその給付すべき物を指定したとき、又は債権者及び債務者が合意によりその給付すべき物を定めたときは、以後その物を債権の目的物とするものとする。

3 選択債権

(1) 第三者の選択権（民法第409条第1項関係）

【中間試案第8、5(1) → 第79回会議（部会資料68A）で審議】

○部会資料68A第6、3(1)「第三者の選択権（民法第409条第1項関係）」

民法第409条第1項の規律を次のように改めるものとする。

ア 第三者が選択をすべき場合には、その選択は、債権者又は債務者に対する意思表示によってするものとする。

イ 上記アの意思表示は、債権者及び債務者の承諾を得なければ、撤回することができないものとする。

(2) 不能による債権の特定（民法第410条関係）

【中間試案第8、5(2)(3) → 第79回会議（部会資料68A）で審議】

○部会資料68A第6、3(2)「不能による債権の特定（民法第410条関係）」

民法第410条の規律を次のように改めるものとする。

債権の目的である給付の中に不能のものがある場合において、その不能が選択権を有する者の過失によるものであるときは、債権は、その残存するものについて存在するものとする。

第7 履行請求権等

1 履行請求権と履行の不能

【中間試案第9、1、同2 → 第78回会議（部会資料68A）で審議】

○部会資料68A第1、1「債権の請求力」

債権者は、債務者に対し、その債務の履行を請求することができるものとする。

○部会資料68A第1、2「履行の不能（履行請求権の限界事由）」

(1) 債務の履行が不能（その債務が契約によって生じたものである場合にあつては、当該契約の趣旨に照らして不能であることをいう。以下同じ。）であるときは、債権者は、その債務の履行を請求することができないものとする。

(2) 金銭の給付を目的とする債務については、上記(1)は、適用しないものとする。

2 履行の強制（民法第414条関係）

(1) 民法第414条第1項関係

【中間試案第9、3(1) → 第78回会議（部会資料68A）で審議】

○部会資料68A第1、3「履行の強制（民法第414条関係）」

民法第414条の規律を次のように改めるものとする。

(1) 債務者が任意に債務の履行をしないときは、債権者は、民事執行法の規定に従い、直接強制、代替執行、間接強制その他の方法による履行の強制を裁判所に請求することができるものとする。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでないものとする。

(2)(3) (略)

(2) 民法第414条第2項・第3項関係

【中間試案第9、3(2) → 第78回会議（部会資料68A）で審議】

○部会資料68A第1、3「履行の強制（民法第414条関係）」

民法第414条の規律を次のように改めるものとする。

(1)(2) (略)

(3) 民法第414条第2項及び第3項を削除するものとする。

第8 債務不履行による損害賠償

1 債務不履行による損害賠償とその免責事由（民法第415条関係）

【中間試案第10、1 → 第78回会議（部会資料68A）で審議】

○部会資料68A第2、1「債務不履行による損害賠償とその免責事由（民法第415条関係）」

民法第415条の規律を次のように改めるものとする。

(1) 債務者がその債務を履行しないとき（債務の履行が不能であるときを含む。）は、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができるものとする。

(2) 上記(1)の債務の不履行が債務者の責めに帰することができない事由（その債務が契約によって生じたものである場合にあっては、当該契約の趣旨に照らして債務者の責めに帰することができない事由をいう。後記4において同じ。）によるものであるときは、債務者は、その債務の不履行による損害賠償の責任を負わないものとする。

2 債務の履行に代わる損害賠償の要件

【中間試案第10、3 → 第78回会議（部会資料68A）で審議】

○部会資料68A第2、2「債務の履行に代わる損害賠償の要件（民法第415条関係）」

前記1により損害賠償の請求をすることができる場合において、次に掲げる

要件のいずれかに該当するときは、債権者は、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができるものとする。

(1) 債務の履行が不能であるとき。

(2) 債務者がその債務の履行をしない旨の確定的な意思を表示したとき。

(3) 債務が契約によって生じたものである場合において、当該契約を債権者が解除したとき。

(4) 債務が契約によって生じたものである場合において、当該契約を債権者が解除していないときであっても、後記第3、1(1)から(3)まで又は2(2)の要件のいずれかに該当するとき。

3 不確定期限における履行遅滞（民法第412条第2項関係）

【中間試案第10、2 → 第78回会議（部会資料68A）で審議】

○部会資料68A第2、3「不確定期限における履行遅滞（民法第412条第2項関係）」

民法第412条第2項の規律を次のように改めるものとする。

債務の履行について不確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来したことを知った時から遅滞の責任を負うものとする。債務者がその期限の到来したことを知らない場合であっても、債権者がその期限の到来した後に債務者に対して履行の請求をしたときは、債務者は、その履行の請求を受けた時から遅滞の責任を負うものとする。

4 履行遅滞中の履行不能

【中間試案第10、4 → 第78回会議（部会資料68A）で審議】

○部会資料68A第2、4「履行遅滞中の履行不能による損害賠償」

債務者がその債務について遅滞の責任を負っている間にその債務の履行が不能となったときは、その履行の不能が債務者の責めに帰することができない事由によるものであっても、債務者は、その履行の不能による損害賠償の責任を負うものとする。ただし、債務者が遅滞の責任を負っていなくてもその債務の履行が不能となるべきであったときは、この限りでないものとする。

5 代償請求権

【中間試案第10、5 → 第78回会議（部会資料68A）で審議】

○部会資料68A第2、5「代償請求権」

債務の履行が不能となったのと同じ原因により債務者がその債務の目的物の代償である権利又は利益を取得したときは、債権者は、その受けた損害の額の限度で、債務者に対し、当該権利の移転又は利益の償還を請求することができるものとする。

6 損害賠償の範囲（民法第416条関係）

【中間試案第10、6 → 第78回会議（部会資料68A）で審議】

○部会資料68A第2、6「損害賠償の範囲（民法第416条関係）」

民法第416条の規律を次のように改めるものとする。

債務の不履行に対する損害賠償の請求は、その不履行によって生じた損害のうち次に掲げるものの賠償をさせることをその目的とするものとする。

(1) その不履行によって通常生ずべき損害

(2) 上記(1)に該当しない損害であつて、その不履行の時点において債務者が予見すべきであつた損害（その債務が契約によって生じたものである場合にあっては、当該契約の趣旨に照らして債務者が予見すべきであつた損害）

7 過失相殺（民法第418条関係）

【中間試案第10、7 → 第78回会議（部会資料68A）で審議】

○部会資料68A第2、7「過失相殺（民法第418条関係）」

民法第418条の規律を次のように改めるものとする。

債務の不履行又はこれによる損害の発生若しくは拡大に関して債権者に過失があつたときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の責任及びその額を定めるものとする。

8 賠償額の予定（民法第420条第1項関係）

【中間試案第10、10 → 第78回会議（部会資料68A）で審議】

○部会資料68A第2、8「賠償額の予定（民法第420条第1項関係）」

民法第420条第1項の規律を次のように改めるものとする。

当事者は、債務の不履行について損害賠償の額を予定することができるものとする。この場合において、その予定した賠償額が、現に生じた損害の額及び当事者が賠償額の予定をした目的に照らして著しく過大であると認められるときは、その賠償額の予定のうち著しく過大であると認められる部分は、その効力を有しないものとする。

第9 契約の解除

1 催告解除の要件（民法第541条関係）

【中間試案第11、1(1) → 第78回会議（部会資料68A）で審議】

○部会資料68A第3、1「履行遅滞等による解除の要件（民法第541条・第542条関係）」

民法第541条及び第542条の規律を次のように改めるものとする。

(1) 当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間を経過したときは、相手方は、契約の解除をすることができるものとする。ただし、その期間の経過時ま

で履行された部分のみであっても相手方が契約をした目的を達することができるときは、この限りでないものとする。
(2)～(4) (略)

2 無催告解除の要件（民法第542条・第543条関係）

【中間試案第11、1(2)(3) → 第78回会議（部会資料68A）で審議】

○部会資料68A第3、1「履行遅滞等による解除の要件（民法第541条・第542条関係）」

民法第541条及び第542条の規律を次のように改めるものとする。

(1) (略)

(2) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、当事者の一方が履行をしないでその時期を経過したときは、相手方は、上記(1)の催告をすることなく、直ちにその契約の解除をすることができるものとする。

(3) 当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が上記(1)の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行を受ける見込みがないことが明らかであるときは、相手方は、上記(1)の催告をすることなく、直ちにその契約の解除をすることができるものとする。

(4) (略)

○部会資料68A第3、2「履行不能による解除の要件（民法第543条関係）」

民法第543条の規律を次のように改めるものとする。

(1) 債務の履行が不能であるときは、債権者は、契約の解除をすることができるものとする。

(2) 履行の一部が不能である場合において、残存する部分のみでは債権者が契約をした目的を達することができないときは、債権者は、契約の全部を解除することができるものとする。

(3) (略)

(4) 債務者がその債務の履行をしない旨の確定的な意思を表示したときは、上記(1)から(3)までを準用するものとする。

3 債権者に帰責事由がある場合の解除

【中間試案第12、2(1) → 第78回会議（部会資料68A）で審議】

○部会資料68A第3、1「履行遅滞等による解除の要件（民法第541条・第542条関係）」

民法第541条及び第542条の規律を次のように改めるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 上記(1)から(3)までの債務の不履行が契約の趣旨に照らして相手方の責めに帰すべき事由によるものであるときは、相手方は、契約の解除をすることができないものとする。

○部会資料68A第3、2「履行不能による解除の要件（民法第543条関係）」

民法第543条の規律を次のように改めるものとする。

(1)(2) (略)

(3) 上記(1)又は(2)の履行の不能が契約の趣旨に照らして債権者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、債権者は、契約の解除をすることができないものとする。

(4) (略)

4 契約の解除の効果（民法第545条第2項関係）

【中間試案第11、3 → 第78回会議（部会資料68A）で審議】

○部会資料68A第3、3「契約の解除の効果（民法第545条関係）」

民法第545条の規律を次のように改めるものとする。

(1) 当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負うものとする。ただし、第三者の権利を害することはできないものとする。

(2) 上記(1)本文の場合において、金銭を返還するときは、その受領の時から利息を付さなければならないものとする。

(3) 上記(1)本文の場合において、金銭以外の物を返還するときは、その受領の時以後にその物から生じた果実を返還しなければならないものとする。

(4) 解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げないものとする。

5 解除権者の故意等による解除権の消滅（民法第548条第1項関係）

【中間試案第11、4(2) → 第78回会議（部会資料68A）で審議】

○部会資料68A第3、4「解除権の消滅（民法第548条第1項関係）」

民法第548条第1項の規律を次のように改めるものとする。

解除権を有する者が自己の行為若しくは過失によって契約の目的物を著しく損傷し、若しくは返還することができなくなったとき、又は加工若しくは改造によってこれを他の種類の物に変えたときは、解除権は、消滅するものとする。ただし、解除権を有する者が解除権を行使することができることを知らなかったときは、この限りでないものとする。

第10 危険負担

1 危険負担に関する規定の削除（民法第534条・第535条関係）

【中間試案第12、1 → 第78回会議（部会資料68A）で審議】

○部会資料68A第4「危険負担」
民法第534条及び第535条を削除するものとする。

2 反対給付の履行拒絶（民法第536条関係）

【中間試案第12、2 → 第78回会議（部会資料68B）で審議】

○部会資料68B第1「民法第536条第1項の削除の是非」
民法第536条第1項については、同項を削除するという案が示されているが（中間試案第12、1）、同項を維持すべきであるという考え方もある（中間試案第12、1の（注）参照）。同項の削除の是非について、どのように考えるか。

第11 受領遅滞

【中間試案第13 → 第79回会議（部会資料68A）で審議】

○部会資料68A第5「受領（受取）遅滞」
民法第413条の規律を次のように改めるものとする。
(1) 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、その債務の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、履行の提供があった時からその物の引渡しをするまで、自己の財産に対するのと同様の注意をもって、その物を保存すれば足りるものとする。
(2) 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができないことによって、その履行の費用が増加したときは、その増加額は、債権者の負担とするものとする。
(3) 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、履行の提供があった時以後にその債務の履行が不能となったときは、債務者は、その履行の不能による責任を負わないものとする。

第12 債権者代位権

1 債権者代位権の要件（民法第423条第1項関係）

【中間試案第14、1(1) → 第82回会議（部会資料73A）で審議】

○部会資料73A第5、1「債権者代位権の要件」
民法第423条の規律を次のように改めるものとする。
(1) 債権者は、自己の債権を保全するため、債務者に属する権利を行使することができる。ただし、債務者の一身に専属する権利及び差し押さえることができない権利は、この限りでない。
(2)(3)（略）

2 債権者代位権の要件（民法第423条第2項関係）

【中間試案第14、1(2)(3) → 第82回会議（部会資料73A）で審議】

○部会資料 7 3 A 第 5、1 「債権者代位権の要件」

民法第 4 2 3 条の規律を次のように改めるものとする。

(1) (略)

(2) 債権者は、その債権の期限が到来しない間は、上記(1)の権利を行使することができない。ただし、保存行為は、この限りでない。

(3) 債権者は、その債権が強制執行により実現することのできないものであるときは、上記(1)の権利を行使することができない。

3 代位行使の範囲

【中間試案第 1 4、2 → 第 8 2 回会議（部会資料 7 3 A）で審議】

○部会資料 7 3 A 第 5、2 「代位行使の範囲」

代位行使の範囲に関して、次のような規定を新たに設けるものとする。

債権者は、前記 1 により債務者に属する権利を行使する場合において、当該権利の目的が可分であるときは、自己の債権の額の限度においてのみ、当該権利を行使することができる。

4 直接の引渡し等

【中間試案第 1 4、3 (1) → 第 8 2 回会議（部会資料 7 3 A）で審議】

○部会資料 7 3 A 第 5、3 「直接の引渡し等」

直接の引渡し等に関して、次のような規定を新たに設けるものとする。

債権者は、前記 1 により債務者に属する権利を行使する場合において、当該権利が金銭の支払又は動産の引渡しを目的とするものであるときは、相手方に対し、その支払又は引渡しを自己に対してすることを求めることができる。この場合において、相手方が債権者に対してその支払又は引渡しをしたときは、当該権利は、これによって消滅する。

5 相手方の抗弁

【中間試案第 1 4、6 → 第 8 2 回会議（部会資料 7 3 A）で審議】

○部会資料 7 3 A 第 5、4 「相手方の抗弁」

相手方の抗弁に関して、次のような規定を新たに設けるものとする。

債権者が前記 1 により債務者に属する権利を行使したときは、相手方は、債務者に対して主張することができる抗弁をもって、債権者に対抗することができる。

6 債務者の取立てその他の処分の権限等

【中間試案第 1 4、7 → 第 8 2 回会議（部会資料 7 3 A）で審議】

○部会資料 7 3 A 第 5、5 「債務者の取立てその他の処分の権限等」

債務者の取立てその他の処分の権限等に関して、次のような規定を新たに

設けるものとする。

(1) 債権者が前記1により債務者に属する権利を行使した場合であっても、債務者は、当該権利について、自ら取立てその他の処分をすることを妨げられない。この場合においては、相手方も、当該権利について、債務者に対して履行をすることを妨げられない。

(2) 上記(1)にかかわらず、債権者が前記1により訴えをもって債務者に属する権利を行使した場合において、後記6の訴訟告知をしたときは、債務者は、当該権利について、自ら取立てその他の処分をすることができない。この場合においても、相手方は、当該権利について、債務者に対して履行をすることを妨げられない。

7 訴えによる債権者代位権の行使

【中間試案第14、8 → 第82回会議（部会資料73A）で審議】

○部会資料73A第5、6「訴えによる債権者代位権の行使」

訴えによる債権者代位権の行使に関して、次のような規定を新たに設けるものとする。

債権者は、前記1により訴えをもって債務者に属する権利を行使したときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならない。

8 登記又は登録の請求権を被保全債権とする債権者代位権

【中間試案第14、9 → 第82回会議（部会資料73A）で審議】

○部会資料73A第5、7「登記又は登録の請求権を被保全債権とする債権者代位権の行使」

登記又は登録の請求権を被保全債権とする債権者代位権に関して、次のような規定を新たに設けるものとする。

登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない財産を譲り受けた者は、その譲渡人が第三者に対して有する登記又は登録を請求する権利を行使しないときは、譲渡人に属する当該権利を行使することができる。この場合においては、前記4から6までを準用する。

第13 詐害行為取消権

1 受益者に対する詐害行為取消権の要件（民法第424条第1項関係）

【中間試案第15、1(1) → 第82回会議（部会資料73A）で審議】

○部会資料73A第6、1「受益者に対する詐害行為取消権の要件」

民法第424条の規律を次のように改めるものとする。

(1) 債権者は、債務者が債権者を害することを知ってした行為の取消しを裁判所に請求することができる。ただし、その行為によって利益を受けた者（以下この第6において「受益者」という。）がその行為の時に債権

者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでない。
(2)～(4) (略)

2 受益者に対する詐害行為取消権の要件（民法第424条第2項関係）

【中間試案第15、1(4)(5) → 第82回会議（部会資料73A）で審議】

○部会資料73A第6、1「受益者に対する詐害行為取消権の要件」

民法第424条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) (略)
- (2) 前記1は、財産権を目的としない行為については、適用しない。
- (3) 債権者は、その債権が上記(1)の行為の前の原因に基づいて生じたものである場合に限り、上記(1)の取消しの請求をすることができる。
- (4) 債権者は、その債権が強制執行により実現することのできないものであるときは、上記(1)の取消しの請求をすることができない。

3 相当の対価を得てした財産の処分行為の特則

【中間試案第15、2 → 第82回会議（部会資料73A）で審議】

○部会資料73A第6、2「相当の対価を得てした財産の処分行為の特則」

相当の対価を得てした財産の処分行為に関して、次のような規定を新たに設けるものとする。

債務者が、その有する財産を処分する行為をした場合において、受益者から相当の対価を取得しているときは、債権者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、当該行為について、前記1(1)の取消しの請求をすることができる。

- (1) 当該行為が、不動産の金銭への換価その他の当該処分による財産の種類の変更により、債務者において隠匿、無償の供与その他の債権者を害する処分（以下この2において「隠匿等の処分」という。）をするおそれを現に生じさせるものであること。
- (2) 債務者が、当該行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿等の処分をする意思を有していたこと。
- (3) 受益者が、当該行為の当時、債務者が隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたこと。

4 特定の債権者に対する担保の供与等の特則

【中間試案第15、3 → 第82回会議（部会資料73A）で審議】

○部会資料73A第6、3「特定の債権者に対する担保の供与等の特則」

特定の債権者に対する担保の供与等に関して、次のような規定を新たに設けるものとする。

- (1) 債務者がした既存の債務についての担保の供与又は債務の消滅に関する

行為について、債権者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、前記1(1)の取消しの請求をすることができる。

ア 当該行為が、債務者が支払不能（債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう。以下同じ。）の時に行われたものであること。

イ 当該行為が、債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたものであること。

(2) 債務者がした既存の債務についての担保の供与又は債務の消滅に関する行為について、債権者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、上記(1)の要件に該当しないときであっても、前記1(1)の取消しの請求をすることができる。

ア 当該行為が、債務者の義務に属せず、又はその時期が債務者の義務に属しないものであること。

イ 当該行為が、債務者が支払不能になる前三十日以内に行われたものであること。

ウ 当該行為が、債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたものであること。

5 過大な代物弁済等の特則

【中間試案第15、4 → 第82回会議（部会資料73A）で審議】

○部会資料73A第6、4「過大な代物弁済等の特則」

過大な代物弁済等に関して、次のような規定を新たに設けるものとする。

債務者がした債務の消滅に関する行為について、債権者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、前記3(1)又は(2)の要件に該当しないときであっても、その消滅した債務の額に相当する部分以外の部分に限り、前記1(1)の取消しの請求をすることができる。

(1) 受益者の受けた給付の価額が当該行為によって消滅した債務の額より過大であること。

(2) 債務者が債権者を害することを知って当該行為をしたこと。ただし、受益者が当該行為の時ににおいて債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでない。

6 転得者に対する詐害行為取消権の要件

【中間試案第15、5(1) → 第82回会議（部会資料73A）で審議】

○部会資料73A第6、5「転得者に対する詐害行為取消権の要件」

転得者に対する詐害行為取消権の要件に関して、次のような規定を新たに設けるものとする。

債権者は、受益者に対して前記1(1)の取消しの請求をすることができる場

合において、債務者がした行為によって受益者に移転した財産を転得した者があるときは、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に定める場合に限り、転得者に対する詐害行為取消権の行使として、債務者がした行為の取消しを裁判所に請求することができる。

(1) 当該転得者が受益者から転得した者である場合

当該転得者が、その転得の当時、債務者がした行為について債権者を害すべき事実を知っていた場合

(2) 当該転得者が他の転得者から転得した者である場合

当該転得者及びその前に転得した全ての転得者が、それぞれの転得の当時、債務者がした行為について債権者を害すべき事実を知っていた場合

7 詐害行為取消権の行使の方法

【中間試案第15、1(2)(3)、同5(2)(3) → 第82回会議

(部会資料73A)で審議】

○部会資料73A第6、6「詐害行為取消権の行使の方法」

詐害行為取消権の行使の方法に関して、次のような規定を新たに設けるものとする。

(1) 債権者は、前記1(1)の請求において、債務者がした行為の取消しとともに、当該行為によって受益者に移転した財産の返還を請求することができる。受益者が当該財産の返還をすることが困難であるときは、債権者は、価額の償還を請求することができる。

(2) 債権者は、前記5の請求において、債務者がした行為の取消しとともに、転得者が転得した財産の返還を請求することができる。転得者が当該財産の返還をすることが困難であるときは、債権者は、価額の償還を請求することができる。

(3) 前記1(1)の請求に係る訴えについては、受益者を被告とし、前記5の請求に係る訴えについては、当該請求の相手方である転得者を被告とする。

(4) 債権者は、前記1(1)又は5の請求に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならない。

8 詐害行為の取消しの範囲

【中間試案第15、7 → 第82回会議(部会資料73A)で審議】

○部会資料73A第6、7「詐害行為の取消しの範囲」

詐害行為の取消しの範囲に関して、次のような規定を新たに設けるものとする。

(1) 債権者は、前記1(1)又は5の取消しの請求をする場合において、債務者がした行為の目的が可分であるときは、自己の債権の額の限度においてのみ、当該行為の取消しを請求することができる。

(2) 債権者が前記 6 (1) 後段又は (2) 後段により価額の償還を請求する場合についても、上記 (1) と同様とする。

9 直接の引渡し等

【中間試案第 15、8 (1) ウ、(2) (3) → 第 8 2 回会議 (部会資料 7 3 A) で審議】

○部会資料 7 3 A 第 6、8 「直接の引渡し等」

直接の引渡し等に関して、次のような規定を新たに設けるものとする。

(1) 債権者は、前記 6 (1) 前段又は (2) 前段により財産の返還を請求する場合において、その返還の請求が金銭の支払又は動産の引渡しを求めるものであるときは、受益者又は転得者に対し、その支払又は引渡しを自己に対してすることを求めることができる。この場合において、受益者又は転得者は、債権者に対してその支払又は引渡しをしたときは、債務者に対してその支払又は引渡しをする義務を免れる。

(2) 債権者が前記 6 (1) 後段又は (2) 後段により価額の償還を請求する場合についても、上記 (1) と同様とする。

10 詐害行為の取消しの効果 (民法第 4 2 5 条関係)

【中間試案第 15、6 → 第 8 2 回会議 (部会資料 7 3 A) で審議】

○部会資料 7 3 A 第 6、9 「詐害行為の取消しの効果 (民法第 4 2 5 条関係)」

民法第 4 2 5 条の規律を次のように改めるものとする。

前記 1 (1) 又は 5 の取消しの請求を認容する確定判決は、債務者及びその全ての債権者に対してもその効力を有する。

11 受益者の反対給付

【中間試案第 15、11、同 12 → 第 8 2 回会議 (部会資料 7 3 A) で審議】

○部会資料 7 3 A 第 6、10 「受益者の反対給付及び受益者の債権」

受益者の反対給付及び受益者の債権に関して、次のような規定を新たに設けるものとする。

(1) 債務者がした財産の処分に関する行為 (債務の消滅に関する行為を除く。) が取り消された場合において、受益者は、債務者から取得した当該財産を返還し又はその価額を償還したときは、債務者に対し、当該財産を取得するためにした反対給付の返還を請求することができる。債務者が当該反対給付の返還をすることが困難であるときは、受益者は、価額の償還を請求することができる。

(2) (略)

12 受益者の債権

【中間試案第 15、10 → 第 8 2 回会議 (部会資料 7 3 A) で審議】

○部会資料73A第6、10「受益者の反対給付及び受益者の債権」
受益者の反対給付及び受益者の債権に関して、次のような規定を新たに設けるものとする。

- (1) (略)
- (2) 債務者がした債務の消滅に関する行為が取り消された場合（前記4による取消しの場合を除く。）において、受益者が債務者から受けた給付を返還し又はその価額を償還したときは、受益者の債務者に対する債権は、これによって原状に復する。

13 転得者の反対給付及び債権

【中間試案第15、13 → 第82回会議（部会資料73A）で審議】

○部会資料73A第6、11「転得者の反対給付及び転得者の債権」
転得者の反対給付及び転得者の債権に関して、次のような規定を新たに設けるものとする。

債務者がした行為が転得者に対する詐害行為取消権の行使によって取り消された場合において、当該転得者は、その前者から取得した財産を返還し又はその価額を償還したときは、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に定める権利を行使することができる。ただし、当該転得者が当該財産を取得するためにした反対給付の価額又は当該財産の取得によって消滅した当該転得者の債権の価額を限度とする。

- (1) 債務者がした財産の処分に関する行為（債務の消滅に関する行為を除く。）が取り消された場合
受益者が当該財産を返還し又はその価額を償還したとすれば前記10(1)によって生ずべき受益者の債務者に対する反対給付の返還請求権又はその価額の償還請求権
- (2) 債務者がした債務の消滅に関する行為が取り消された場合
受益者が当該財産を返還し又はその価額を償還したとすれば前記10(2)によって回復すべき受益者の債務者に対する債権

14 詐害行為取消権の期間の制限（民法第426条関係）

【中間試案第15、14 → 第82回会議（部会資料73A）で審議】

○部会資料73A第6、12「詐害行為取消権の期間の制限」
民法第426条の規律を次のように改めるものとする。

前記1(1)又は5の取消しの請求に係る訴えは、債務者が債権者を害することを知って行為をしたことを債権者が知った時から2年を経過したときは、提起することができない。行為の時から10年を経過したときも、同様とする。